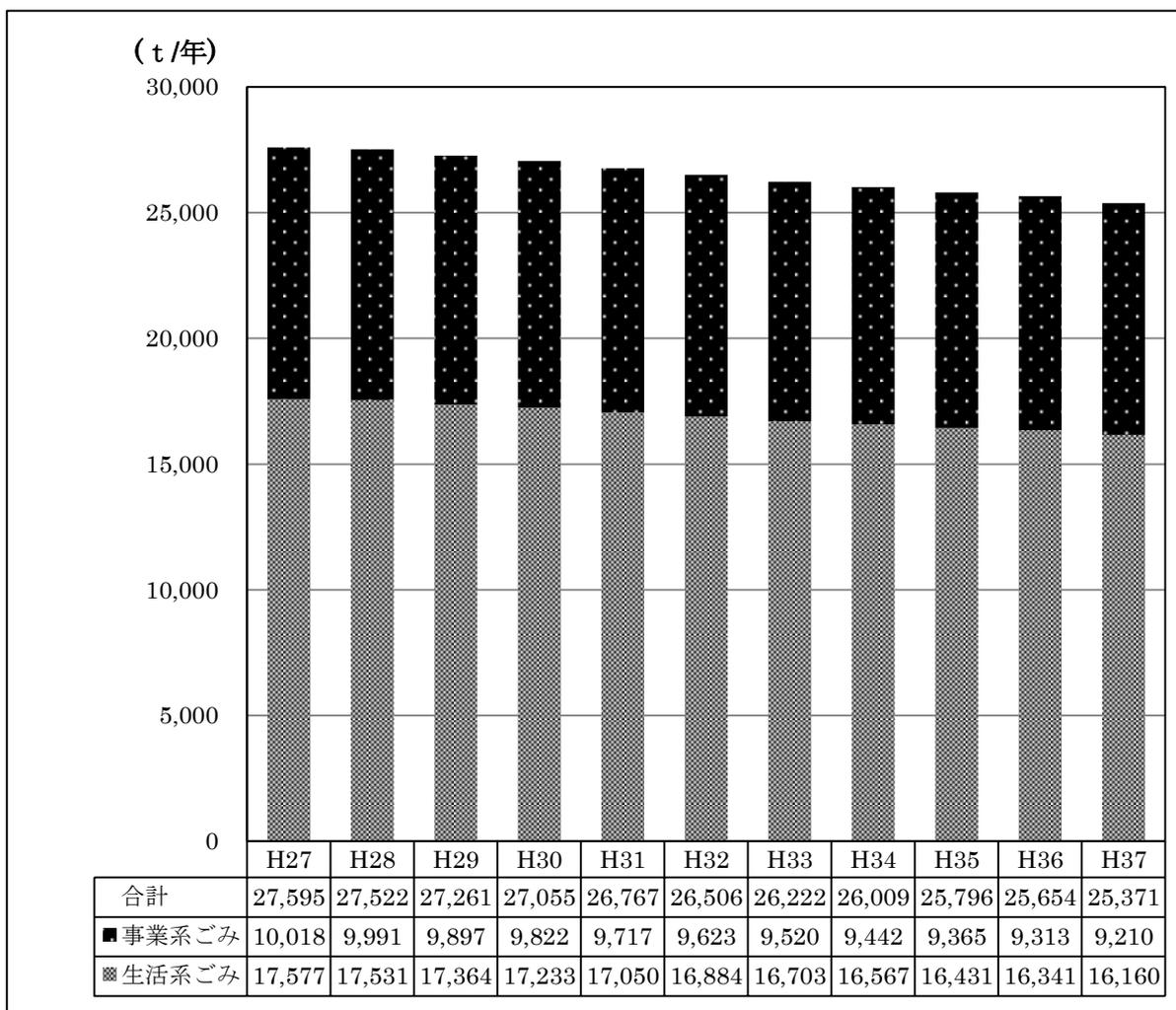

第5章 計画の基本方針と目標

将来のごみの減量、循環した資源の再利用に向けて、次のような数値目標を設定し、市民や事業者との協働により、達成に向けて各種施策を展開します。

1 ごみ発生量の将来推計

本市のごみ発生量は、減少傾向で推移し、平成32年度は26,506トン、平成37年度は25,371トンと見込みます。



■図5-1 ごみ発生量の将来推計

2 計画の数値目標

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量については、平成26年度における実績値に対し平成32年度までに約1,500トン、平成37年度までに約3,000トンの減量を目指します。

名 称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
ごみ総排出量	28,034 トン	26,500 トン	25,000 トン

※計算式…生活系ごみ+事業系ごみ

※米沢市まちづくり総合計画、米沢市環境基本計画への位置づけ指標

(2) 一人一日あたりのごみ総排出量

(1)のごみ総排出量の数値目標を一人一日あたりのごみ総排出量に置き換えた値です。

平成26年度における実績値に対し平成37年度までに約30g(うずらの卵約3個分)の減量を目指します。

名称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
1人1日あたりのごみ総排出量	902 g/人・日	885 g/人・日	872 g/人・日

※計算式…ごみ総排出量÷推計人口÷365日又は366日

(3) 資源化量

人口減少に伴って資源物の回収量も減少することが予想されますが、多くの資源の循環利用を推進していき、平成32年度までに約200トン、平成37年度までに約300トンの増加を目指します。

名称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
資源化量	3,512 トン	3,700 トン	3,800 トン

※計算式…ペットボトル+プラスチック製容器包装+古紙類+古繊維類+金属類+びん

(4) リサイクル率

(3) の資源化量の数値目標をリサイクル率に置き換えた値です。

リサイクル率は、平成26年度の実績値に対し平成37年度までに2.7%の引き上げを目指します。

名称	実績値 (H26)	中間目標 (H32)	最終目標 (H37)
リサイクル率	12.5%	14%	15.2%

※計算式…資源化量÷ごみ総排出量

3 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

本計画における方策にあたっては、3Rの最優先事項であるごみの発生・排出を抑制し、排出されたごみはできるだけ資源化して循環資源を再利用することを基本とします。

市民・事業者・行政の連携と協働して本計画の方策を促進していきます。

(1) 市民における方策

市のごみ処理施策に協力し、ごみの減量化やリサイクルの必要性を認識し、これまでの生活スタイルの見直しを行い、ごみの減量化に積極的に取り組むものとします。

①ごみの排出者としての責任

市民一人ひとりがごみの排出者として自覚と責任を持ち、ごみの排出抑制やリサイクルに努めます。

物を大切に使うことはもちろん、買い物をするときはマイバッグを持参し、使い捨て用品の安易な使用を自粛し、過剰包装されている商品を避け、寿命の長い商品、詰め替え商品、再生品などを選びます。

②ごみの分別・出し方のルールの徹底

ごみ出しのルールを守り、適正処理に向けた取り組みに協力します。

ごみの分別について正しく理解し、生ごみは水切りをして出し、プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶及び空きびんは、水ですすいでから資源物として出すようにします。

③各地域での清掃活動の実施及びごみ減量に関する勉強会の開催

衛生組合を中心に、各地区で自発的にごみ拾いや道路の側溝そうじを行い、生活環境の保全に努めるとともに、有識者を招いた講習会（出前講座）を活用したごみ減量に関する勉強会、エコクッキングや段ボール式生ごみコンポスト作成の講習会などを開催し、各地域が一丸となっておみ減量の意識の高揚に努めます。

(2) 事業者における方策

事業者は、生産・流通・販売などの事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用などによりその減量に努めるとともに、ごみの減量や適正な処理の確保などに関する国及び地方公共団体の施策に積極的に取り組むものとしします。

①発生源における排出抑制

生産者は、生産段階での製品寿命、再生の容易性、ごみとなったときの処理及び処分
の容易性に配慮するとともに、再生資源の利用拡大に努め、製品の規格化や再資源
化のために適正表示を図り、流通・販売関連事業者と協力することにより再生資源回
収ルート
の確立を進めるものとしします。

②過剰包装の抑制

流通、販売関連事業者は、減量化やリサイクルに効果的な製品を積極的に取り扱う
とともに、関連事業者や消費者と密接な協力により包装材料について一層の減量化に
努めます。

また、レジ袋を有料化するなど、消費者による買い物袋持参運動に積極的に協力し
ます。

③再生品の使用促進

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなどに再生品を使用するよう努めると
ともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。

(3) 行政における方策

市内におけるごみの排出抑制に関し、情報提供、普及啓発や環境教育等を行うことにより市民や事業者の本計画への参画意識を高めます。

また、市民や事業者の模範となるよう、ごみの減量やごみの分別を積極的に行っていきます。

①ごみ処理システムの構築

ごみの減量化及び資源化をより効果的かつ効率的に推進できるごみ処理システムの構築を目指し、適正なごみの収集運搬、中間処理、最終処分に努めます。

② 環境教育、啓発活動の充実

ごみ減量化に関する社会意識を醸成するため、学校や地域社会の場において、出前講座等の活動をとおして、市民、事業者や各種団体にごみの減量化、再生利用及び分別排出の徹底を促していきます。

③グリーン購入の促進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

過剰包装されている商品を避け、ペットボトルから再利用された服を購入するなど、環境負担ができるだけ少ない商品を選ぶよう努め、事業者や市民にも利用を促します。

④処理施設における資源化の促進

最終処分場において埋立処分が可能な容量には限界があることから、リサイクル可能なものは資源物として選別し、不用品の補修や再生を行い再利用の推進を図ります。

⑤不適正排出や不法投棄防止対策の徹底

市民や事業者と連携して、不適正排出や不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置や不法投棄パトロール、市内一般廃棄物収集運搬業務許可業者との合同パトロールなどを実施します。

(4) 協調体制による方策

①関係自治体等との連携

ごみ処理事業を円滑に実施するため、置賜広域行政事務組合及び組織構成自治体、県や関係機関との連携や協力体制の強化に努めます。

②市民・事業者との連携

ごみの排出抑制、資源化を推進する方策について検討する附属機関として、市民、事業者、学識経験者から組織される米沢市廃棄物減量等推進審議会を継続して設置します。

また、本市内における町内会単位の衛生組合を主体とした米沢市衛生組合連合会と連携した衛生に関する事業を通じ、ごみ排出の抑制、資源化に対する意識の高揚を図ります。